

## 令和3年度 入湯税の使途状況について

入湯税は地方税法第701条の規定により、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設、その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む）に要する費用に充てるための目的税です。

令和3年度の入湯税の決算額は31,497千円となっており、「環境衛生施設の整備費」「消防施設の整備費」「観光施設の整備費」「観光振興費」として下記の事業に充当しました。

(単位：千円)

区分	事業の内容	総事業費	財源内訳		
			一般財源等		負担金 その他
			入湯税	その他	
環境衛生施設の整備	公衆トイレの管理など	199,316	14,200	126,703	58,413
消防施設の整備	消防施設の維持管理など	3,395	2,103	947	345
観光施設の整備	山小屋の改修など	10,107	7,194	2,873	40
観光復興	観光宣伝・ゆるきゃらなど	15,442	8,000	3,642	3,800
合計		228,260	31,497	134,165	62,598

(提供：総務課 財政係)



白馬岳頂上宿舎修繕工事



消火栓の取替